



# 宮 崎 県 公 報

平成19年5月7日(月曜日) 第 1876 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… ( “ ) 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の廃止…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の休止…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の再開…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更(2件)…………… ( “ ) 3	

○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の名称の変更(2件)…………… (国保・援護課) 3	
○浸水想定区域の指定…………… (河川課) 4	

### 訓 令 甲

○宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… (総務事務センター) 4	
--	--

### 公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (地域産業振興課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出(5件)…………… (農村整備課) 4	
○土地改良区の定款変更の認可(3件)…………… ( “ ) 8	
○県営土地改良事業計画の変更…………… ( “ ) 8	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧(2件)…………… (都市計画課) 8	

### 人事委員会規則

○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 9	
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 9	

### 選挙管理委員会告示

○平成19年1月21日執行の宮崎県知事選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 9	
---	--

## 告 示

### 宮崎県告示第 442号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小林市立須木診療所	小林市須木大字下田1224番地	平成19年4月1日
ハートデンタルクリニック	都城市天神町19街区21号	平成19年4月1日
せせらぎ歯科	東臼杵郡北川町大字川内名7055-1	平成19年3月22日
調剤薬局サンパーム	児湯郡高鍋町大字蚊口浦23番地7	平成19年4月1日

### 宮崎県告示第 443号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
押領司内科医院	延岡市安賀多町5丁目3番地2	平成19年4月5日
小林市立須木診療所	小林市須木大字中原1738番地	平成19年3月31日
夢歯科	延岡市出北6丁目1662-1	平成19年4月17日
調剤薬局サンパーム	児湯郡高鍋町大字蚊口浦23番地7	平成19年3月31日
児湯訪問看護ステーション	児湯郡高鍋町大字持田5656番地11	平成18年12月31日

### 宮崎県告示第 444号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社す	延岡市大貫	デイサービ	延岡市大貫	平成18年

ずらん	町5丁目15 45番地	スセンター すずらん	町5丁目15 45番地	8月1日
株式会社ふ くじゅそう	日向市大字 日知屋 146 93-1	デイサービ スふくじゅ そう	日向市大字 日知屋 146 93-1	平成18年 9月1日
有限会社ほ ほえみの里	日向市東郷 町山陰甲 6 97番地 5	グループホ ームほほえ みの里	日向市東郷 町山陰甲 6 97番地 5	平成19年 4月1日
有限会社閑 道人	日向市竹島 町1番地47	小規模多機 能型居宅介 護事業所た けしま	日向市竹島 町1番地47	平成19年 4月1日

宮崎県告示第 445号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
合同会社一 期一会	都城市志比 田町 11066 番地 2	居宅介護支 援事業所一 期一会	都城市志比 田町 11066 番地 2	平成19年 4月1日

宮崎県告示第 446号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
有限会社サ ン・メディ シン	児湯郡高鍋 町蚊口浦23 番地 7	調剤薬局サ ンパーム	児湯郡高鍋 町蚊口浦23 番地 7号	平成19年 3月31日
医療法人社 団聖山会	児湯郡川南 町大字川南 18150番地 47	児湯訪問看 護ステーシ ョン	児湯郡高鍋 町持田5656 番地11	平成18年 12月31日
株式会社丸 芳	日向市大字 日知屋 146 99-10	デイサービ スふくじゅ そう	日向市大字 日知屋 146 93-1	平成18年 8月31日

宮崎県告示第 447号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法 人都市社会 福祉事業 団	都城市南横 市町4000番 地	都城市横市 在宅介護支 援センター	都城市南横 市町4000番 地	平成19年 3月31日
医療法人社 団聖山会	児湯郡川南 町大字川南 18150番地 47	児湯訪問看 護ステーシ ョン都農指 定居宅介護 支援事業所	児湯郡都農 町大字川北 5516番地 9	平成13年 3月31日
医療法人社 団聖山会	児湯郡川南 町大字川南 18150番地 47	児湯訪問看 護ステーシ ョン指定居 宅介護支援 事業所	児湯郡高鍋 町大字持田 5656番地11	平成18年 4月30日

宮崎県告示第 448号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年 月 日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
大和ヘルス ケア株式会 社	都城市高木 町7030番地	大和ヘルス ケア都城	都城市高木 町7030番地	平成19年 4月1日

宮崎県告示第 449号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		再 開 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
株式会社悠 隆	延岡市中央 通 3 丁目 5 番地 1	悠愛居宅介 護支援事業 所	延岡市野地 町 1 丁目 40 70-1	平成19年 3月15日

## 宮崎県告示第 450号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 5 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 ニチイ学 館	東京都千代田区神 田駿河台 2 の 9	アイリス ケアセン ター延岡	延岡市古城町 4 丁 目 140番地

## 2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
アイリスケアセンター延 岡	ニチイケアセンター延岡	平成19年 4月1日

## 宮崎県告示第 451号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 5 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉 法人三名 福祉会	東諸県郡国富町大 字三名1267番地	国富町中 央デイス ャービスセ ンター	東諸県郡国富町大 字本庄8103番地

## 2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
国富町中央デイス ャービス センター	国富中央居宅介護支援事 業所	平成19年 4月1日

## 宮崎県告示第 452号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 5 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉 法人都城 市社会福 祉事業団	都城市南横市町40 00番地	都城市西 部在宅介 護支援セ ンター	都城市庄内町8618 - 1

## 2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市西部在宅介護支援 センター	ケアプランサービスゆう	平成19年 4月1日

## 宮崎県告示第 453号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 5 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉 法人あさ ぎり福祉 会	都城市山田町中霧 島2546番地 6	社会福祉 法人あさ ぎり福祉 会山田町 在宅介護 支援セン ター	都城市山田町中霧 島2546番地 6

## 2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人あさぎり福 社会山田町在宅介護支援 センター	社会福祉法人あさぎり福 社会あさぎり園居宅介護 支援センター	平成12年 3月14日

宮崎県告示第 454号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により大淀川水系瓜田川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県高岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓 令 甲

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年五月七日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第十七号

本 行  
各 出 先 機 関  
労働委員会事務局

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年訓令甲第二号）の 1 部を次のように改正する。

第二条第三号中「出納事務局」を「会計管理局」に改める。

第五条（見出しを含む。）、第七条及び第十四条第六項中「職員厚生課長」を「総務事務センター課長」に改める。

第十六条第九項中「職員厚生課」を「総務事務センター」に改める。

別表第一本行、東京事務所、自治学院、福岡事務所、大阪事務所及び宮崎総合庁舎内出先機関の項及び中央保健所管内出先機関（自治学院、こども療育センター及び宮崎総合庁舎内出先機関を除く。）の項中「宮崎総合庁舎」を「四号館」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年 5 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファッションセンターしまむら串間店  
串間市西浜 1-15-1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社トーア 代表取締役 渡瀬 登  
都城市早水町4500番地
- 変更した事項
  - 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社トーア 代表取締役 野上幸男  
(変更後) 株式会社トーア 代表取締役 渡瀬 登
- 変更の年月日  
平成16年 6 月29日
- 変更する理由  
建物設置者の代表者変更のため
- 届出年月日  
平成19年 4 月23日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
  - 期間  
平成19年 5 月 7 日から平成19年 9 月 7 日まで
- 意見書の提出先及び期間
  - 提出先  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課
  - 期間  
平成19年 5 月 7 日から平成19年 9 月 7 日まで
- 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、鈴町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 5 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	村 上 勝 一	宮崎市佐土原町下田島7906番地
理 事	川 人 昭 夫	宮崎市佐土原町下田島9113番地
理 事	荒 川 庄 一	宮崎市佐土原町下田島 12170番地
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	吉 原 敏 宏	宮崎市佐土原町下田島7897番地

理 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
理 事	杉 尾 誠	宮崎市佐土原町下田島 12148番地 1
理 事	立 山 一 郎	宮崎市佐土原町下田島 11856番地
監 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の 1
監 事	太 田 勝 己	宮崎市佐土原町下田島 12271番地 1

(任期：平成21年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	村 上 勝 一	宮崎市佐土原町下田島7906番地
理 事	川 人 昭 夫	宮崎市佐土原町下田島9113番地
理 事	吉 原 敏 宏	宮崎市佐土原町下田島7897番地
理 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
理 事	杉 尾 英 利	宮崎市佐土原町下田島 12142番地 の 2
理 事	荒 川 庄 一	宮崎市佐土原町下田島 12170番地
理 事	安 藤 定 美	宮崎市佐土原町下田島 12128番地 2
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
監 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の 1
監 事	太 田 勝 己	宮崎市佐土原町下田島 12271番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、  
新木土地改良区（宮崎市）の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地

理 事	岩 切 恵 一	宮崎市佐土原町東上那珂9495番地 の 1
理 事	齋 藤 良 富	宮崎市佐土原町東上那珂9615番地
理 事	赤 池 久 利	宮崎市佐土原町東上那珂9499番地
理 事	橋 口 司	宮崎市佐土原町東上那珂9563番地
監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	根 井 春 男	宮崎市佐土原町東上那珂 10048番 地

(任期：平成21年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	岩 切 恵 一	宮崎市佐土原町東上那珂9495番地 の 1
理 事	齋 藤 豊 実	宮崎市佐土原町東上那珂 10085番 地
理 事	橋 口 司	宮崎市佐土原町東上那珂9563番地
理 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	根 井 春 男	宮崎市佐土原町東上那珂 10048番 地
監 事	根 井 修	宮崎市佐土原町東上那珂9862番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、  
綾川総合土地改良区（国富町）の役員就任及び退任について次の  
とおり届出があった。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	日 高 強	国富町大字深年3089番地 1
副理事長	根 井 勝 美	宮崎市佐土原町下那珂1929番地 1
理 事	緒 方 昭 三	西都市大字下三財7515番地
理 事	大 脇 平 八	綾町大字北俣1801番地イ号

理事	原 口 忠 義	国富町大字深年5644番地 1
理事	武 田 吉 則	国富町大字須志田 410番地
理事	奥 野 光	西都市大字上三財1277番地
理事	矢 野 義 光	国富町大字八代北俣1965番地
理事	押 川 正 明	西都市大字山田4603番地
理事	大 西 猛 己	国富町大字三名3957番地
理事	西 親 秋	綾町大字入野 820番地
理事	松 浦 満	西都市大字加勢2193番地
理事	岡 田 諭	西都市大字荒武3300番地
理事	三 浦 修	宮崎市佐土原町東上那珂1539番地 1
総括監事	緒 方 俊 昭	国富町大字八代南俣3887番地
監 事	外 山 由 行	宮崎市佐土原町西上那珂4719番地
監 事	甲 斐 俊 男	西都市大字荒武3494番地

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理事長	岡 田 諭	西都市大字荒武3300番地
副理事長	森 敦 雄	国富町大字深年5635番地
理事	徳 弘 正 己	綾町大字南俣1170番地
理事	外 山 由 行	宮崎市佐土原町西上那珂4719番地
理事	武 田 吉 則	国富町大字須志田 410番地
理事	日 高 強	国富町大字深年3089番地 1
理事	奥 野 光	西都市大字上三財1277番地
理事	矢 野 義 光	国富町大字八代北俣1965番地
理事	日 高 勝	国富町大字伊左生46番地 1
理事	押 川 正 明	西都市大字山田4603番地
理事	大 脇 平 八	綾町大字北俣1801番地イ号

理事	緒 方 昭 三	西都市大字下三財7515番地
理事	松 浦 満	西都市大字加勢2193番地
理事	根 井 勝 美	宮崎市佐土原町下那珂1929番地 1
総括監事	壹 岐 宗 行	西都市大字加勢5115番地
監 事	緒 方 俊 昭	国富町大字八代南俣3887番地
監 事	岡 元 克 彦	綾町大字北俣1812番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮崎市生目土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理事長	井 上 巖	宮崎市大字小松 720番地 1
副理事長	源 武 敏	宮崎市大字有田2420番地
理事	田 丸 泰 徳	宮崎市大字浮田 571番地
理事	川 野 恒 道	宮崎市大字有田2060番地
理事	日 高 九州男	宮崎市大字跡江 846番地
理事	横 山 森 雄	宮崎市大字富吉2428番地 1
理事	松 浦 睦	宮崎市大字浮田2130番地
理事	日 高 逸 夫	宮崎市大字細江3347番地 2
理事	兒 玉 捨 良	宮崎市大字生目4306番地 1
理事	岩 切 奈良美	宮崎市大字長嶺 237番地
理事	日 高 英 雄	宮崎市大字柏原 175番地 1
理事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理事	野 田 政 志	宮崎市大字富吉4601番地
理事	長 友 紘 一	宮崎市大字富吉 710番地 3
理事	高 木 春 幸	宮崎市大字細江 354番地 1
理事	日 高 義 人	宮崎市大字生目4676番地

理事	岩 切 実	宮崎市大字長嶺 667番地	理事	黒 木 一 郎	宮崎市大字富吉 554番地 1
理事	松 浦 宗 俊	宮崎市大字柏原 985番地	理事	岩 切 奈良美	宮崎市大字長嶺 237番地
理事	日 高 恵	宮崎市大字跡江2931番地 1	監 事	谷 口 正 寛	宮崎市大字小松 285番地
理事	日 高 広 典	宮崎市大字跡江2926番地	監 事	原 田 和 雄	宮崎市大字跡江2555番地 1
総括監事	谷 口 正 寛	宮崎市大字小松 285番地	監 事	原 田 松 雄	宮崎市大字有田 431番地
監 事	原 田 和 雄	宮崎市大字跡江2555番地 1			
監 事	原 田 松 雄	宮崎市大字有田 431番地			

(任期：平成21年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理事	井 上 巖	宮崎市大字小松 720番地 1
理事	源 武 敏	宮崎市大字有田2420番地
理事	田 丸 泰 徳	宮崎市大字浮田 571番地
理事	川 野 恒 道	宮崎市大字有田2060番地
理事	徳 地 康 志	宮崎市大字跡江1297番地
理事	押 川 始	宮崎市大字浮田1493番地
理事	安 井 義 守	宮崎市大字細江3840番地
理事	長 友 重 満	宮崎市大字細江 455番地
理事	日 高 義 人	宮崎市大字生目4676番地
理事	兒 玉 捨 良	宮崎市大字生目4306番地 1
理事	石 川 親太郎	宮崎市大字長嶺 517番地
理事	池 田 重 利	宮崎市大字柏原 739番地
理事	谷 口 邦 彦	宮崎市大字柏原 146番地
理事	日 高 恵	宮崎市大字跡江2931番地 1
理事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理事	日 高 広 典	宮崎市大字跡江2926番地
理事	横 山 富 雄	宮崎市大字富吉5191番地
理事	横 山 一 徳	宮崎市大字富吉2685番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、  
花ヶ島土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理事長	長 友 正	宮崎市花ヶ島町赤江町1301番地
副理事長	小 田 原 久 典	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理事	山 本 芳 久	宮崎市下北方町貝吹 320番地 4
理事	田 中 幸 男	宮崎市東大宮 1 丁目12番26号
理事	末 政 輝 弘	宮崎市花ヶ島町立野1987番地末政 アパート 101号
理事	西 森 洋 光	宮崎市花ヶ島町赤江町1362番地
理事	喜 多 守	宮崎市花ヶ島町南赤江町2091番地 1
理事	椎 恒 徳	宮崎市下北方町源野5626番地 1
理事	大 野 重 光	宮崎市下北方町下郷5984番地
理事	弘 松 義 幸	宮崎市神宮東 3 丁目 8 番15号
理事	久保田 章 生	宮崎市南方町垣下 498番地
理事	兒 玉 静 雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地
理事	山 内 英 夫	宮崎市花ヶ島町 176番地
理事	工 藤 敏 夫	宮崎市和知川原 3 丁目 2 番地
総括監事	布 施 利 男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地
監 事	丸 山 伸 行	宮崎市神宮西 1 丁目28番地

(任期：平成21年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	金 丸 友 晴	宮崎市南花ヶ島町 264番地
理 事	山 本 芳 久	宮崎市花ヶ島町瀬々町1265番地 1
理 事	田 中 幸 男	宮崎市東大宮 1 丁目12番26号
理 事	長 嶺 一 司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理 事	末 政 輝 弘	宮崎市花ヶ島町立野1987番地末政 アパート 101号
理 事	西 森 洋 光	宮崎市花ヶ島町赤江町1362番地
理 事	喜 多 守	宮崎市花ヶ島町南赤江町2091番地 1
理 事	中 原 益 美	宮崎市花ヶ島町赤江町1309番地
理 事	椎 恒 徳	宮崎市下北方町源野5626番地 1
理 事	大 野 重 光	宮崎市下北方町下郷5984番地
理 事	弘 松 義 幸	宮崎市神宮東 3 丁目 8 番15号
理 事	岡 田 恭 男	宮崎市霧島 1 丁目24番地
理 事	久保田 章 生	宮崎市南方町垣下 498番地
理 事	児 玉 静 雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地
監 事	布 施 利 男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地
監 事	丸 山 伸 行	宮崎市神宮西 1 丁目28番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第 2 項の規定により、宮崎市北土地改良区(宮崎市)から平成19年4月4日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第 2 項の規定により、奈奈土地改良区(串間市)から平成19年4月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第 2 項の規定により、

池内南方土地改良区(宮崎市)から平成19年4月4日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条の 3 第 1 項の規定により、小山田地区県営土地改良事業(宮崎市、ふるさと農道緊急整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間  
平成19年5月7日から平成19年6月4日まで
- 縦覧場所  
宮崎市役所農村整備課及び高岡総合支所内

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 都市計画を定める者の名称  
延岡市
- 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画用途地域
- 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県延岡土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年5月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 都市計画を定める者の名称  
延岡市
- 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画公園  
2.2.164号 無鹿第 1 街区公園  
2.2.165号 無鹿第 2 街区公園  
2.2.166号 あさひ台街区公園  
2.2.167号 山下グリーンハイツ公園  
2.2.168号 別府街区公園  
2.2.169号 片田街区公園  
2.2.170号 海咲ヒルズ第 1 街区公園  
2.2.171号 海咲ヒルズ第 2 街区公園  
2.2.172号 霧島台第 1 街区公園  
2.2.173号 霧島台第 2 街区公園  
2.2.174号 土々呂ニュータウン公園  
2.2.175号 長浜街区公園
- 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県延岡土木事務所

### 人事委員会規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月七日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

#### 宮崎県人事委員会規則第十八号

##### 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和四十八年宮崎県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第六の教育職給料表(初任給基準表中

「

助	手
---	---

」を「

助	数
助	手

」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月七日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

#### 宮崎県人事委員会規則第十九号

##### 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、各号を削る。

第十七条の三第二項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「地公法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 地公法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。
- 二 長期間の研修等のために旅行をすること。
- 三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- 四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- 五 その他人事委員会の定める事由が生ずること。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第51号

平成19年1月21日執行の宮崎県知事選挙に係る候補者の選挙運動

に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年5月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友 慶二

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 19 年 1 月 21 日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,796,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川村 秀三郎	所属党派	無所属	平成18年 12月28日から 期間 第1回分 平成19年 2月 2日まで
出納責任者氏名	上田 久			

収 入			支 出	
(氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)		円
主たる寄附			人件費	2,933,890
			家屋費	3,751,912
			選挙事務所費	3,433,080
川村秀三郎後援会	政治団体	2,397,370	集合会場費	318,832
牛原 克基	地方公務員	30,000	通信費	73,840
小川 光吉	町長	30,000	交通費	33,900
新井 昌一	無職	50,000	印刷費	1,422,750
岩佐 嘉久	会社員	30,000	広告費	766,710
			文具費	216,204
			食糧費	434,835
その他の寄附	5件	50,000	休泊費	343,700
その他の収入		11,050,000	雑費	1,455,621
今回計		13,637,370	今回計	11,433,362
前回計		0	前回計	0
総計		13,637,370	総計	11,433,362

報告書受理年月日	平成19年2月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年1月21日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,796,300円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	川村 秀三郎	所属党派	無所属	平成19年 2月 3日から 期間 第2回分
出納責任者氏名	上田 久			平成19年 2月28日まで

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		0
		円	家屋費		13,485
			選挙事務所費		0
			集合会場費		13,485
			通信費		947,919
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
その他の寄附	件		休泊費		0
その他の収入			雑費		273,112
今回計		0	今回計		1,234,516
前回計		13,637,370	前回計		11,433,362
総計		13,637,370	総計		12,667,878

報告書受理年月日	平成19年3月5日 第2回報告分
----------	------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 19 年 1 月 21 日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,796,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	武田 信 弘	所属党派	無 所 属	平成19年 1月 9日から 期間 第1回分
出納責任者氏名	武田 信 弘			平成19年 2月 1日まで

収 入			支 出	円
主たる寄附			人 件 費	252,156
(氏名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	0
(団体名)			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	185,000
			広 告 費	125,685
			文 具 費	3,884
			食 糧 費	0
その他の寄附	件		休 泊 費	0
その他の収入		1,000,000	雑 費	0
今 回 計		1,000,000	今 回 計	566,725
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,000,000	総 計	566,725

報告書受理年月日	平成19年2月13日 第1回報告分
----------	-------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年1月21日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,796,300円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	津島忠勝	所属党派	日本共産党	平成18年12月8日から 期間 第1回分
出納責任者氏名	志田貴士雄			平成19年2月5日まで

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		0
		円	家屋費		200,000
日本共産党宮崎県 員会	政党支部	1,200,000	選挙事務所費		200,000
			集合会場費		0
その他の寄附	件		通信費		18,251
その他の収入			交通費		55,775
			印刷費		580,000
			広告費		42,000
			文具費		35,268
			食糧費		28,031
			休泊費		52,810
			雑費		0
今回計		1,200,000	今回計		1,012,135
前回計		0	前回計		0
総計		1,200,000	総計		1,012,135

報告書受理年月日	平成19年2月5日 第1回報告分
----------	------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 19 年 1 月 21 日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,796,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	東国原 英 夫	所属党派	無 所 属	平成18年 12月 7日から 期間 第1回分 平成19年 1月31日まで
出納責任者氏名	安 西 敏			

収 入			支 出	円
主たる寄附			人 件 費	2,570,000
(氏名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	1,082,717
(団体名)			選挙事務所費	798,217
			集合会場費	284,500
			通 信 費	155,741
			交 通 費	48,070
	(別紙のとおり)		印 刷 費	1,549,620
			広 告 費	2,141,881
			文 具 費	388,661
			食 糧 費	269,069
その他の寄附	13件	116,498	休 泊 費	24,910
その他の収入		7,943,000	雑 費	326,686
今 回 計		9,957,701	今 回 計	8,557,355
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		9,957,701	総 計	8,557,355

報告書受理年月日	平成19年2月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

〔氏 名〕 団体名	(職 業)	(寄附額) 円
そのまんま東後援会	政治団体	203,203
平 川 志 朗	会社役員	200,000
重 松 康 弘	会社役員	100,000
亀 山 伸 博	医 師	50,000
小 谷 真 澄	派遣社員	50,000
小 川 昌 子	会社員	30,000
矢 野 マツ子	会社役員	30,000
野 崎 慶 子	”	200,000
荒 木 政 泰	”	100,000
馬 場 和 明	”	30,000
細 川 義 明	医 師	100,000
松 岡 昇	放送作家	100,000
脇 屋 健 一	地方公務員	50,000
福 重 政 数	会計士	30,000
迫 園 満 弘	会社役員	30,000
江 藤 喜 崇	会社員	85,000
真 方 宗 一	”	85,000
長 友 昌 宏	”	85,000
吉 川 敏 夫	”	85,000
濱 元 秀 俊	”	85,000
西 田 秀 一	”	85,000
山 田 政 人	”	85,000

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 19 年 1 月 21 日 執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,796,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	東国原 英 夫	所属党派	無 所 属	平成19年 2月 8日から 期間 第2回分
出納責任者氏名	安 西 敏			平成19年 2月 8日まで

収 入	支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	人件費	0
(職業)	家屋費	0
(寄附額)	選挙事務所費	0
円	集合会場費	0
	通信費	299,601
	交通費	0
	印刷費	0
	広告費	0
	文具費	0
	食糧費	0
その他の寄附 件	休泊費	0
その他の収入	雑費	0
今 回 計	今 回 計	299,601
前 回 計	前 回 計	8,557,355
総 計	総 計	8,856,956

報告書受理年月日	平成 19 年 2 月 15 日 第 2 回報告分
----------	---------------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年1月21日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,796,300円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	東国原 英 夫	所属党派	無 所 属	平成19年 期間	2月23日から 第3回分
出納責任者氏名	安 西 敏			平成19年	2月26日まで

収 入			支 出		円
主たる寄附			人 件 費		0
(氏名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費		26,990
(団体名)		円	選挙事務所費		0
			集合会場費		26,990
			通 信 費		52,500
			交 通 費		0
			印 刷 費		0
			広 告 費		0
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
その他の寄附	件		休 泊 費		0
その他の収入			雑 費		630
今 回 計		0	今 回 計		80,120
前 回 計		9,957,701	前 回 計		8,856,956
総 計		9,957,701	総 計		8,937,076

報告書受理年月日	平成19年4月2日 第3回報告分
----------	------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 19 年 1 月 21 日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,796,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	東国原 英 夫	所属党派	無 所 属	平成19年 3月13日から 期間 第4回分
出納責任者氏名	安 西 敏			平成19年 3月13日まで

収 入			支 出	円
主たる寄附			人 件 費	0
(氏名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	0
(団体名)			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
その他の寄附	件		休 泊 費	0
その他の収入			雑 費	9,337
今 回 計		0	今 回 計	9,337
前 回 計		9,957,701	前 回 計	8,937,076
総 計		9,957,701	総 計	8,946,413

報告書受理年月日	平成19年4月2日 第4回報告分
----------	------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年1月21日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,796,300円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	持永哲志	所属党派	無所属	平成18年12月22日から 期間 第1回分
出納責任者氏名	栗畑光國			平成19年2月1日まで

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		5,802,275
		円	家屋費		7,171,274
			選挙事務所費		6,877,472
			集合会場費		293,802
			通信費		247,496
			交通費		1,209,805
	(別紙のとおり)		印刷費		2,422,045
			広告費		2,082,725
			文具費		286,709
			食糧費		515,062
その他の寄附	件		休泊費		720,138
その他の収入			雑費		1,358,788
今回計		25,300,000	今回計		21,816,317
前回計		0	前回計		0
総計		25,300,000	総計		21,816,317

報告書受理年月日	平成19年2月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

〔氏 名〕 団体名	(職 業)	(寄附額)	円
自由民主党本部	政党	2,000,000	
自由民主党宮崎県第三 選挙区支部	政党支部	2,000,000	
経済産業研究会	政治団体	20,000,000	
宮崎県石油政治連盟	〃	100,000	
宮崎県薬剤師連盟	〃	500,000	
西諸医師連盟	〃	100,000	
広瀬勝貞後援会	〃	100,000	
全国商工政治連盟	〃	100,000	
宮崎県商工政治連盟	〃	100,000	
高木克冒	会社役員	300,000	

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年1月21日執行宮崎県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

30,796,300円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	持永哲志	所属党派	無所属	平成19年 期間	2月21日から 第2回分
出納責任者氏名	栗畑光國			平成19年	2月26日まで

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		0
		円	家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集合会場費		0
			通信費		684,116
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
その他の寄附	件		休泊費		0
その他の収入			雑費		38,547
今回計		0	今回計		722,663
前回計		25,300,000	前回計		21,816,317
総計		25,300,000	総計		22,538,980

報告書受理年月日	平成19年2月26日 第2回報告分
----------	-------------------